

## 「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された 改正特定商取引法が施行されました

今年の6月1日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました。

本法では、販売業者等に対し、販売サイトの「最終確認画面」において、顧客が「注文確定」の直前段階で、分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間（期限のある場合）、申込みの撤回、解除に関する事などの契約の申込みの内容を簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。

また、販売業者等がこれらの契約の申込みの内容について、表示しなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、これにより誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができます。

～注文する前に“「最終確認画面」のチェックリスト”をよく確認しましょう～

### ＜注文する前に＞

#### □ 定期購入が条件になっていませんか？

「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認する

#### □ 定期購入が条件になっている場合、継続期間や購入回数が決められていませんか？

「〇回をお受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」などと表示されている場合は特によく確認する

#### □ 支払うことになる総額はいくらですか？

2回目以降の分量や代金については、初回の分量や代金と異なるケースがあります

#### □ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？

連絡手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定する

#### □ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）、解約条件を確認しましたか？

「次回商品発送の〇日前までに連絡をすれば解約できる」など解約の申出に期限がある場合には申出の期限、解約時に違約金などの支払いが必要であればその内容など解約条件の詳細を確認する

#### □ 利用規約の内容をよく確認しましたか？

#### □ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

契約を取り消すときの証拠になります

### ※ 未成年者の場合は以下の点も確認してください

#### □ 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄がある場合は、同意を得てチェックを入れていますか？

#### □ 年齢や生年月日を正確に入力して申込んでいますか？ 成人と偽っていませんか？





## 生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

特殊詐欺には様々な手口があり、日々新しい手口が生まれていますが、その一方で古典的な手口の被害も発生しています。

5月に置賜地区で発生した詐欺被害では「息子を名乗る」「電話番号が変わった」「知人がお金を受け取りに行く」といった手口で、数百万円がだまし取られています。

こうした被害にあわないためにも、「家族に確認する」「近所や警察などに相談する」「留守番電話を設定する」などの対策を徹底してください。



## ～ 18歳からの消費生活～

前回、「大人になると自分の意思で契約できるようになる」というお話をしましたが、今回は、「契約とは何か」についてのお話です。

Q1 「契約」といえるのはどれでしょう？

- A お店で買い物をする
- B 美容院に行く
- C 医者にかかる
- D 映画を観に行く
- E 携帯電話を利用する
- F 電車やバスに乗る
- G ネットで買い物をする

答えは、すべて契約です。契約とは、法的な責任が生じる「約束」のことです。私たちの日々の生活はたくさんの「契約」から成り立っています。

Q2 寿司店で食事をします。「契約」が成立するのはいつでしょうか？

- A お店の暖簾をくぐったとき
- B のり巻きを頼んで店の人が「あいよ」と言ったとき
- C お金を払ったとき



答えは、B 買い手の申込みと売り手の承諾という両者の意思が合致したときに契約は成立します。また、大部分の「契約」は口頭でも成立するので、契約をする際には、慎重に判断することが大切です。

### 7月・8月の消費生活法律相談

7月 7日(木) 13:30~15:30

8月10日(水) 13:30~15:30

\*弁護士が無料でアドバイス(30分)

\*電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話 : 0238-24-0999

FAX : 0238-26-6072